

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 雇用保険法の一部改正

#### 一 一般被保険者の適用範囲の拡大等

##### (一) 一般被保険者の適用範囲の拡大及び適用除外基準の法定化

次に掲げる者については、この法律は適用しないものとする。

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（この法律を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

ロ 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

ハ 季節的に雇用される者であつて、(二)イ)又は(ロ)のいずれかに該当するもの

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第二百二十四条又は第三百三十四条第一項の学

校の学生又は生徒であつて、第六条第一号並びにイ、ロ及びハに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

(二) 一般被保険者の適用範囲の拡大等に伴う改正

イ 被保険者であつて、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く。）を短期雇用特例被保険者とするものとする。

(イ) 四箇月以内の期間を定めて雇用される者

(ロ) 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

ロ 日々雇用される者又は三十日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないものとする。

ハ その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 特例対象者に係る特例

(一) 被保険者期間に算入する期間の特例

(二)に規定する者にあつては、被保険者期間を計算する場合において、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日を超えて、被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日までの間における被保険者であつた期間を、被保険者であつた期間に含めるものとする。

(二) 所定給付日数に係る算定基礎期間の算定の特例

次に掲げる要件のいずれにも該当する者（イに規定する事実を知っていた者を除く。）にあつては、被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日に被保険者となつたものとみなして、所定給付日数に係る算定基礎期間を算定するものとする。

イ その者に係る第七条に規定する届出がされていなかったこと。

ロ 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除

されていたことが明らかである時期があること。

## 第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

### 一 特例納付保険料の納付等

- (一) 第一の二(二)に規定する者(以下「特例対象者」という。)を雇用していた事業主が、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、保険関係の成立の届出をしていなかった場合には、当該事業主(当該事業主の事業を承継する者を含む。以下「対象事業主」という。)は、特例納付保険料として、対象事業主が納付する義務を履行していない一般保険料(第一の二(一)の厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであって、その徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る。)の額(雇用保険率に応ずる部分の額に限る。)のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができるものとする。

- (二) 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでないものとする。

のとする事。

(三) 対象事業主は、(二)により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料に係る保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができるものとする事。

(四) 政府は、(三)による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、対象事業主に通知するものとする事。

(五) 対象事業主は、(三)による申出を行った場合には、(四)の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付しなければならないものとする事。

## 二 雇用保険率に関する暫定措置

平成二十二年度における雇用保険率については、雇用保険二事業の弾力条項の規定は、適用しないものとする事。

## 三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする事。

### 第三 特別会計に関する法律の一部改正

#### 一 雇用勘定の積立金の特例

(一) 平成二十二年度及び平成二十三年度において、第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができるものとする。

(二) 平成二十二年度及び平成二十三年度においては、雇用勘定において、各年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができるものとする。

(三) (一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総

額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならないものとする。

(四) (三)による組入金の総額が(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、失業等給付及び雇用保険二事業の弾力条項に係る規定の適用については、次のとおりとするものとする。

イ 失業等給付の保険料率については、毎会計年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項に規定する徴収保険料額及び国庫の負担額の合計額と失業等給付額との差額を当該会計年度末における積立金に加減した額並びに(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額の合計額から(三)による組入金の総額を控除して得た額の合計額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、同項の規定に基づき、変更することができるものとする。

ロ 雇用保険二事業の保険料率については、毎会計年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項に規定する二事業費充当徴収保険料額と雇用安定事業及び能力開発事業に要

する費用に充てられた額（雇用安定資金に繰り入れられた額及び組入金の額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額から当該会計年度末までの(一)により繰り入れた金額の総額及び(二)により補足した金額の総額の合計額から(三)による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（同条第四項第三号に掲げる事業については千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の  
一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、同項の規定に基づき、変更するものとする。

## 二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

## 第四 その他

### 一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の二、第二の一及び第二の三については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。